

第1日 2025年10月25日(土)

第2日 2025年10月26日(日)

近畿大学(東大阪キャンパス)

令和7(2025)年度 日本保険学会大会 報告要旨

日本保険学会

目次

〔第 1 日〕

【招待報告：韓国保険学会】

「Life Insurance, Bequest and Social Security in OLG economy」 1

（「重複世代経済における生命保険、遺産動機、社会保障の分析」）

講演者：河 弘竣（高麗大学 統計学科）

Hongjun Ha（Department of Statistics, Korea University）

【チュートリアルセッション】

「査読付国際ジャーナルへの論文掲載を目指して－その重要性および要点の観点から－」 2

報告者：大倉 真人（同志社女子大学）

【シンポジウム】D&O 保険の現状・課題・展望

「はじめに」 3

座長：大倉 真人（同志社女子大学）

① 「グローバル D&O 保険のガバナンス上の意義とその課題」 5

報告者：木村 健登（中央学院大学）

② 「D&O 保険とコーポレートガバナンス」 7

報告者：松尾 美沙（神戸大学大学院）

③ 「ESG リスクと D&O 保険」 9

報告者：内藤 和美（慶應義塾大学）

〔第 2 日〕

【自由論題 第 I セッション】（経済・経営・商学系）

① 「不完備情報下の複数ペリルにおける最適補償設計」 11

報告者：植木 祐太（慶應義塾大学大学院）

② 「内部補助が地震保険の加入に与える影響」 13

報告者：新井 誉陸（神戸大学大学院）

③ 「保険会社の多国籍化に関する考察」 15

報告者：根本 篤司（九州産業大学）

【自由論題 第IIセッション】(法学系)

- ① 「険訴訟における専門的知見の取扱いー医療診断に焦点を当ててー」 17
報告者：長島 光一（帝京大学）
- ② 「サイバー保険におけるセキュリティの予防義務に関する理論的検討ーヨーロッパ保険契約法原則第4:101条を中心に」 19
報告者：王 学士（大東文化大学）
- ③ 「重大事由解除の諸問題に関する考察ー包括条項の適用基準、不実申告免責条項との関係、訴訟外における重大事由解除権行使の状況等の検討を中心にー」 21
報告者：山田 拓広（弁護士）

【共通論題】新たなソルベンシー規制への期待と今後の展望

- 「はじめに」 23
座長：植村 信保
- ① 「新たなソルベンシー規制導入のねらい」 24
報告者：伊藤 仁美（金融庁）
- ② 「ESR規制とディスクロージャー：保険規制と企業会計の整合性」 25
報告者：上野 雄史（静岡県立大学）
- ③ 「企保険セクターとプロシクリカリティ」 26
報告者：湯山 智教（専修大学）
- ④ 「新規制は保険会社の経営危機を回避できるのか」 27
報告者：植村 信保（福岡大学）

キャンパスマップ 28

教室配置図 29

大会・総会日程（プログラム） 30

大会企画委員会・大会実行委員会 名簿 33

【招待報告：韓国保険学会】

「Life Insurance, Bequest and Social Security in OLG economy」
（「重複世代経済における生命保険、遺産動機、社会保障の分析」）

河 弘竣（高麗大学 統計学科）

Hongjun Ha (Department of Statistics, Korea University)

This lecture investigates how individuals facing future income and mortality risks determine their optimal consumption and demand for life insurance, and how these choices affect the broader economy. We develop an overlapping generations model that incorporates labor participation, survival probabilities, and a life insurance structure, allowing workers, retirees, and their dependents to balance consumption and insurance decisions. Numerical experiments illustrate how the intensity of bequest motives, Social Security, and survival probabilities shape the capital accumulation, interest rates, aggregate consumption, and insurance demand. We show that stronger bequest motives increase the demand for life insurance coverage, influencing long-run asset distribution across cohorts. These findings indicate that public pensions and life insurance work together to reduce income risks related to aging and mortality.

Keywords: overlapping generations model, life insurance, bequests, Social Security

（参考訳）

本報告は、将来の所得リスクおよび死亡リスクに直面する個人が、いかにして最適な消費と生命保険需要を決定し、それらの選択がより広い経済にどのような影響を及ぼすかを検討するものである。我々は、労働参加、生存確率、生命保険制度を組み込んだ世代重複モデルを構築し、労働者、退職者およびその扶養家族が消費と保険の決定を均衡させる仕組みを分析する。数値実験により、遺産動機の強度、社会保障、生存確率が資本蓄積、利子率、総消費および保険需要をどのように規定するかを示す。分析の結果、遺産動機が強いほど生命保険の保障需要が高まり、世代間の長期的な資産分配に影響を与えることが明らかとなった。これらの知見は、公的年金と生命保険が相互に作用し、高齢化および死亡に関連する所得リスクを軽減する役割を果たすことを示している。

キーワード：世代重複モデル、生命保険、遺産動機、社会保障

【チュートリアルセッション】

査読付国際ジャーナルへの論文掲載を目指して ーその重要性および要点の観点からー

同志社女子大学
大倉 真人

近年、経済・経営・商学系の学部・学科などにおける査読付国際ジャーナルへの論文掲載の重要性が高まっている。査読付国際ジャーナルへの掲載本数やそのランクが新規教員採用、異動、昇任、テニユア獲得（「有期雇用」から「無期雇用」への転換）などを審査する際における重要なポイントとなることが少なくない。

また、平成 30 年度（2018 年度）より、科研費審査区分改訂によって、経済・経営・商学系において保険を主たる研究分野とする研究者が科研費申請する際の審査区分が「商学」から「金融およびファイナンス関連」に変わった点も無視できない。この審査区分の変更は、より国際化が進んでいる金融・ファイナンス関連の研究者との科研費獲得競争に打ち勝つ必要性が出てきたことを意味しており、この観点からも査読付国際ジャーナルへの掲載の重要性が高まっていると言える。さらに英語ジャーナルは数の上で日本語ジャーナルよりも多く、かつ論文が引用される可能性も大きいという優位性も存在する。

以上の背景を基礎に、このチュートリアルセッションでは、査読付国際ジャーナルへの論文掲載までの過程を時系列的にとらえた上で、（１）研究テーマの選定、（２）方法論（分析方法）、（３）英文論文の書き方（論文の構成、先行研究、日本のケースを研究対象とする場合、Introduction の書き方、「英語で論文を書く」ことについて）、（４）投稿ジャーナルの選定方法（選定基準、オープンアクセス、ジャーナルのランク）、（５）投稿時の注意事項、（６）査読者コメント、について述べていくことにする。

【シンポジウム：D&O 保険の現状・課題・展望】はじめに

はじめに

同志社女子大学

大倉 真人

1. D&O 保険について

近年においてビジネス環境の不確実性は増大しており、企業経営を担う会社役員が担う責任が増大している。またこのような潮流に並行する形で会社役員が企業経営を巡って提訴される事例が目立っている。そしてこれに伴って生じる責任の増大は、会社役員の無責任経営に対する抑止力となる一方、意欲的な経営者のなり手不足を招くなどの弊害を引き起こす。ゆえに多くの企業では会社役員賠償責任保険（Directors' and Officers' Liability Insurance: D&O 保険）に加入することでこのような責任の増大に伴う弊害に対処している。

以上の背景を基礎とした近年におけるビジネス環境の現状を踏まえた上で、令和 7 年度大会において「D&O 保険の現状・課題・展望」と題したシンポジウムを開催することで、その重要性が今後も続くことが予想される D&O 保険を現状・課題・展望の側面から検討する。なお D&O 保険は、過去 10 年の大会でのシンポジウム・共通論題において議論されていないテーマである。

2. 本シンポジウムの構成

D&O 保険の検討を行う際には、経済・経営・商学的視点および法的視点からのアプローチが考えられるが、このことは、経済・経営・商学系と法律系の大学教員等および実務家が会員として数多く在籍している日本保険学会の強みが活かせることを意味している。これを受けて、本シンポジウムでは、この強みを活かすことを通して、経済・経営・商学と法律の両視点を包括した「日本保険学会だからこそ可能な D&O 保険の議論」の展開を目指す。

その上で、本シンポジウムにおける各パネリストの報告タイトルを示せば、以下のとおりである。

- 第 1 報告：木村 健登（中央学院大学法学部）「グローバル D&O 保険のガバナンス上の意義とその課題」（法律系）
- 第 2 報告：松尾 美沙（神戸大学大学院経営学研究科博士課程後期課程）「D&O 保険とコーポレートガバナンス」（経済・経営・商学系）
- 第 3 報告：内藤 和美（慶應義塾大学商学部）「ESG リスクと D&O 保険」（経済・経営・商学系）

本シンポジウムでは、各パネリストによる報告（各 30 分）の後に、パネルディスカッション（30 分）およびフロアとの質疑応答（45 分）の時間を設けることで、パネリスト同士およびパネリストとフロアとの議論を展開する機会を提供する。なお質問については、休憩時間に Google Forms を通じて受け付ける（Google Forms の URL および QR コードについては下記を参照）。

URL:

<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSfum3ybuflf21Z5r4qqRJM1-Si23AcpTV8HqEddZ71pk7fcDw/viewform?usp=header>

QR コード：



グローバル D&O 保険のガバナンス上の意義とその課題

中央学院大学

木村 健登

1. はじめに

近年、わが国においても、複数の海外子会社を抱える大規模企業（本報告ではそのような企業を「グローバル企業」と呼称する。）を中心に、グローバル D&O 保険と呼ばれる保険プログラムが普及しつつある。これは、日本の親会社が保険契約者となって、海外子会社を含む全ての子会社およびその役員を被保険者に含む包括的な D&O 保険を購入するという形態をとるものである。しかし、そもそも企業グループ全体をカバーする D&O 保険プログラムを組成するにあたり、このような購入形態を取って採用することの実益はどこにあるのだろうか。本報告は、グローバル企業にとってのグローバル D&O 保険の利点を、当該企業グループ全体のガバナンス（グループ・ガバナンス）の向上という観点から論証するとともに、そのような目的との関係で、現在の約款および実務にはいかなる課題が存在するかを明らかにしようとするものである。

2. グローバル D&O 保険の優位性

グローバル企業にとって、企業グループ全体をカバーする D&O 保険プログラムの手配方法には、大きく分けて以下の二種類がある。一つが、海外子会社を含むグループ各社が、自社およびその役員のために（従来型の）D&O 保険を個別に購入するという方法であり、もう一つが、海外子会社を含むグループ内の全ての会社およびその役員を対象としたグローバル D&O 保険を、日本の親会社が一括して購入するという方法である。

本報告の目的との関係では、両者の告知義務の履行主体の違いが重要となる。すなわち、一方で、グループ各社が従来型の D&O 保険を個別に購入するという方法が選択された場合には、告知義務の履行も子会社単位で行われることとなる。このような義務履行の仕組みは、後述するグローバル D&O 保険の場合とは異なり、子会社役員らに自社の（告知事項に該当するような）リスク情報を親会社に適切に報告・共有することを動機づけるものとはなり得ない。これに対して、企業グループ全体をカバーする保険プログラムとしてグローバル D&O 保険が選択された場合、告知義務の直接の履行主体となるのは、保険契約者たる親会社である。このような義務履行の仕組みは、告知義務違反に伴う制裁（保険契約の解除）と相まって、子会社役員らに親会社へのリスク情報の共有を強く動機づけるものになると考えられる。

このように、グローバル D&O 保険における告知義務の仕組みがもたらす親会社への情報集約機能が、保険の枠組みを超えて、保険契約者たるグローバル企業のガバナンス（グループ・ガバナンス）の向上にも寄与するのではないかというのが、本報告の基本的な立場である。

3. 検討を要するいくつかの問題

その一方で、以上のようなグローバル D&O 保険のグループ・ガバナンス上の意義の有無および程度を正確に評価するためには、なお検討を要する問題がいくつか存在する。そこで本報告では、先行研究 の立場をもとに、このうち保険法上の告知義務が質問応答義務とされていること（保険法 4 条）に起因する問題を取り上げ、グローバル D&O 保険のグループ・ガバナンス上の意義の最大化という観点から、あるべき約款改正（または実務の見直し）の方向性についても検討を試みる。

D&O 保険とコーポレートガバナンス

神戸大学
松尾 美沙

1. はじめに

近年、日本企業を取り巻く環境は大きく変化している。ガバナンス改革の進展に伴い、社外取締役の増加や情報開示の高度化が進み、企業統治の枠組みは整備されつつある。

他方で、経営環境の不確実性の高まりや株主代表訴訟・ESG 投資の拡大などにより、企業の事業リスクや役員の訴訟リスクは同時に増加している。すなわち、ガバナンスの強化と並行してリスクも増大しており、役員賠償責任保険（Directors' and Officers' Liability Insurance: D&O 保険）がこれまで以上に重要視される状況にある。

このような背景のもと、2021 年に改訂されたコーポレートガバナンス・コードは、企業に積極的なリスクテイクを促すと同時に、それを支える基盤としての D&O 保険の役割を高めている。したがって、D&O 保険は単なるリスク移転手段ではなく、ガバナンスを補完する手段として位置づけられるようになっている。

海外では D&O 保険の需要要因や経営者行動との関係について実証研究が蓄積されている一方で、日本ではこれまで任意開示にとどまっていたため体系的な研究は限定的であった。しかし 2021 年 3 月の会社法改正により、有価証券報告書での加入状況の開示が事実上義務化されたことで、初めて網羅的なデータを用いた分析が可能となった。本研究は、この制度変化を契機に、日本企業における D&O 保険の実態と役割を実証的に検討するものである。

2. 研究目的と方法

本研究の目的は、日本企業における D&O 保険加入の実態を明らかにし、その背景にあるガバナンス要因や情報開示姿勢との関係を検証することである。とりわけ、役員のリスクテイクと説明責任のバランスというコーポレートガバナンス上の重要課題に対して、D&O 保険がどのような役割を果たしているのかを明らかにする点に意義がある。

方法としては、上場企業の有価証券報告書に基づき、①加入の有無とその要因、②義務化前後での開示企業の比較、③保険料負担構造と企業特性の関連、という三つの視点から実証分析を行った。

① 加入の実態と要因：

2022 年 3 月期に提出された有価証券報告書を対象に、財務データおよびガバナンス関連

データを用いて、D&O 保険加入の有無と企業特性との関係を分析した。

② 開示タイミングの違い：

2021 年時点で自主的に開示していた企業と、2022 年から開示した企業を比較し、ガバナンスや情報開示姿勢にどのような差がみられるかを検証した。

③ 保険料負担構造と企業特性：

会社全額負担か一部役員負担かという保険料負担の違いと、企業のガバナンス特性や財務状況との関連を分析した。

3. 今後の展望と課題

分析の結果、日本企業における D&O 保険は単なるリスクヘッジ手段にとどまらず、ガバナンスを補完するとともに、その水準を映し出す役割を担っていることが示唆された。

本研究の結果を踏まえ、今後の実務的・政策的議論に向けて検討すべき課題は以下の通りである。

① 保険契約内容の透明性向上：

現行の開示では「加入の有無」や「保険料負担者」にとどまり、補償範囲や免責条項、保険料水準といった重要情報が不透明である。今後は、契約内容のより詳細な開示が求められる。

② 役員インセンティブとの関係：

会社全額負担が主流である一方で、一部の企業では役員自身が負担している。これはモラルハザードを抑制する仕組みとして機能する可能性がある一方、優秀な外部人材の登用を妨げる懸念もある。役員負担の有無が経営判断や人材確保に与える影響については慎重に検討する必要がある。

③ ガバナンスと市場評価の関連性：

本研究では、企業が自社のガバナンスを向上させることを目的の 1 つとして保険加入していることが明らかになっており、これは D&O 保険への加入が企業のガバナンス水準の「シグナル」として機能している可能性を示す。今後は、株価反応や企業価値との関連を実証的に検証する余地がある。

④ 国際比較の視点：

欧米企業では会社全額負担が一般的であり、役員負担はほぼ存在しない。これを一例として、日本独自の運用形態が国際的なガバナンス基準から見てどのような評価を受けるのか、比較研究が重要となる。

⑤ 政策的含意：

金融庁による 2024 年の政策保有株式売却要請に見られるように、近年は企業統治をめぐる規制的介入が強まっている。D&O 保険についても、投資家保護と経営者責任のバランスをどう取るかが政策的論点となる可能性がある。

ESG リスクと D&O 保険

慶應義塾大学

内藤 和美

1. ESG リスクの意義と動向

ESG とは、Environment（環境）、Social（社会）、Governance（ガバナンス）の頭文字をとったものである。ESG リスクについて確立した定義は見当たらないが、「ESG 要素が企業活動や財務状況に与えるネガティブなインパクト」という意味で用いられていることが多い¹。

ESG リスクの中の E リスク、特に気候関連リスクは、グローバルな金融システム・金融市場に対するリスクであると理解され、国際的なイニシアティブや機関においてリスクの分類や分析が先行して進められてきた。例えば、IAIS（保険監督者国際機構）は、気候関連リスクを、物理的リスク、移行リスク、賠償責任リスク（気候関連訴訟リスク）の3つのカテゴリーに分類している。

気候関連訴訟は、2015 年のパリ協定の採択以降、急激に増加しており、2023 年末時点世界中で 2,666 件の気候関連訴訟が提起されている²。気候関連訴訟リスクを含む ESG リスクは、取締役および役員（D&O）の新たなリスクとして認識されている。

2. ESG 訴訟の特徴と形態

ESG リスクに関連して D&O に対し提起される訴訟を ESG 訴訟という。米国の ESG 訴訟に関する理論的な分析によれば、ESG 訴訟は、企業の法的リスクを高めるため、取締役は、ESG 訴訟によって生じる潜在的リスクとコストを考慮した上で企業戦略を策定し、企業の事業と業務を管理すべきである。ESG 訴訟は主に、開示に基づく ESG 訴訟、行為に基づく ESG 訴訟、ガバナンスに基づく ESG 訴訟に分類される³。

3. 気候関連訴訟と D&O 保険

1. で述べた気候関連訴訟は ESG 訴訟の 1 種である。イングランド銀行によれば、D&O 保険は気候関連訴訟に対して最も保険金を支払う可能性が高い保険であり、特にグリーンウォッシング

¹ 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業編『サステナビリティ大全』25 頁（商事法務, 2025）。

² Setzer, J. and Higham, C. (2023), *Global trends in climate change litigation: 2024 snapshot*, Grantham Research Institute on Climate Change and the Environment, p.10.

³ Tomczak, P. P. (2022), *Litigation and Risk Management, ESG in the Boardroom: A Guidebook for Directors*, American Bar Association, pp.44-45.

訴訟と信認義務違反に基づく訴訟に対して脆弱であると指摘される⁴。2. の分類に当てはめるならば、グリーンウォッシング訴訟は開示に基づく ESG 訴訟、信認義務違反に基づく訴訟はガバナンスに基づく ESG 訴訟である。また、欧州では、伝統的な人権・環境保護の基本的価値観をベースとして法規制によりサステナビリティを推進する動きが見られるが⁵、この動向は行為に基づく ESG 訴訟の増大につながりうるものであり、サステナビリティ関連の賠償請求の増大として、D&O 保険の新たなリスク・エクスポージャーとなっている⁶。

4. ESG リスクに対処する D&O 保険（展望と課題）

D&O 保険は、一般的に 3 つの基本カバー（D&O 賠償責任カバー、会社補償カバー、証券訴訟カバー）を提供しており、企業や D&O に対する調査費用等をカバーする場合もある。D&O 保険は、気候関連訴訟により生じる経済損失をカバーすることができる一方、多くの D&O 保険には汚染免責が含まれており、気候関連訴訟が D&O 保険でカバーされるか否かについては、不確実性が存在する。

D&O 保険が普及している諸外国では、ESG リスクに対するカバーを約款上明示的に提供する先進的な D&O 保険が存在する。わが国でも、取締役は気候ガバナンスを取締役会のリスク管理戦略に組み込むべきであるとする考え方やグリーンウォッシングへの懸念があり、今後 ESG リスクが増大する可能性がある。したがって、諸外国の D&O 保険に規定される ESG リスクに対する明示的なカバーの提供など、個別企業のリスクやニーズに柔軟に対応する D&O 保険が求められるであろう。

⁴ Bank of England (2022), Results of the 2021 Climate Biennial Exploratory Scenario (CBES), <https://www.bankofengland.co.uk/stress-testing/2022/results-of-the-2021-climate-biennial-exploratory-scenario>.

⁵ 福原あゆみ「サステナビリティ規制の転換点—欧米発の潮流に日本企業はどう対峙すべきか」商事法務 2392 号 33-38 頁（2025）。

⁶ 内藤和美「ドイツにおける D&O 保険の進化と展望—純粋財産損害の概念を中心として—」保険学雑誌 662 号 4-5 頁（2023）。

不完備情報下の複数ペリルにおける最適補償設計

慶應義塾大学大学院
植木 祐太

1. はじめに

近年の競争的な保険市場のもとで、損害保険各社は差別化のため複数のペリルを同時に補償する商品の開発を進めている。通常、住宅などの資産は火災や水災など複数のペリルに同時にさらされており、同一資産に対する包括的なパッケージが提供されるに至っている。

複数のペリルを補償方法は大きく2つ存在し、すべてのペリルに同一条件を適用する包括補償と、ペリルごとに免責金額や保険金上限などを設定可能にする個別補償に分けられる。保険市場の情報が完備であり、保険会社が個人のリスク情報を適切に知ることができればいずれの形態でも大きな差は生じないが、一部のペリルで保険会社が精緻に評価できず契約者の私的情報となっている場合、逆選択が生じ得る。このとき、保険市場全体で条件を一律にそろえるべきか、ペリルごとに変えるべきか、あるいは両形態を混在させるべきかは自明ではない。

本報告は、同一資産に対する複数ペリルを対象に、一部のペリルにのみ情報の非対称性がある状況での契約設計を理論モデルで分析する。情報制約下の最適設計を整理し、包括補償と個別補償の最適な組合せと実務・政策への含意を示す。

2. 先行研究と課題整理

複数ペリル下の契約設計は、主に複数資産を前提に、すべてのペリルに情報の非対称性がある場合を分析してきたため、多次元スクリーニング（情報効率）が主要な論点であった。他方、近年は Picard (2020)⁷に代表されるように、包括補償と個別補償のどちらを契約者が自己選択するのが最適かという点に注目が集まっており、本報告もこの流れにある。

新規性は二つ。第一に保険対象を同一資産に絞る点で、保険金総額に資産価値による支払上限がかかるため、別資産の保険ポートフォリオを検討する既存研究と異なる状況を想定している。第二に、情報の非対称性の有無が異なる2つのペリルを同時に扱うことで、情報の非対称性が設計に与える影響を明示的に整理する。

⁷ Picard, P. (2020). Splitting risks in insurance markets with adverse selection. *Journal of Risk and Insurance*, 87(4), 997 - 1033.

3. 分析の枠組みと方法

本研究は、逆選択モデルと呼ばれる Rothschild-Stiglitz 型のスクリーニング・モデルを用いる。スクリーニング・モデルでは、契約者自らの契約選択行動によって真のタイプが明らかになるように、保険会社が事前に契約メニューを準備することになる。

最適契約の分析においては、保険会社が包括補償／個別補償（および両者の併存）からなる契約メニューを提示し、保険会社のゼロ利潤制約、契約者の参加制約（PC）・誘因適合制約（IC）と同一資産の支払上限制約を同時に満たすセカンドベストな契約を特徴づける。

4. 主要な結果

最適契約設計については、包括補償は高リスク契約者、個別補償は低リスク契約者に適合するよう併存させる設計が望ましいことが明らかになった。すべてのペリルに同じ補償条件を課す包括補償のみを一律に提示する運用は、低リスク契約者の離脱や過少補償を招き、市場の非効率につながることの意味する。

2 点目に最適な補償配分について、低リスク契約者は個別補償においてそれぞれのペリルに異なった補償条件を設定するが、どちらを相対的に厚く補償するかは、期待損失（頻度×損失額）で表される重大度に関する特定の条件で決まる。期待損失額の小さいペリルを主契約的に厚くし、他方は免責金額や上限で抑制することになる。一般的には情報非対称なペリルの側をより低い補償割合とすることが望ましいが、情報非対称なペリルが深刻な場合にはその割合は逆転する。

5. 結語

本報告の政策的含意は、第一に異なる契約設計をメニューとして併存させることが市場の効率性を高めることから、低リスク者向けにより細かな条件設定ができる商品の開発が求められる点、第二に、主契約と特約の役割分担はペリルの重大度合に応じて変わり得ることから地域・建物特性に応じて組合せの比重を調整できるような商品設計を行うべき点である。

内部補助が地震保険加入に与える影響

神戸大学大学院博士課程後期課程

新井 誉陸

1. はじめに

本研究は、わが国日本を対象に、内部補助（高リスク者が低リスク者を支える状況）が地震保険への加入行動に与える影響を実証分析したものである。

わが国は島嶼・海洋という地理的条件のもと、歴史的に多数の大規模地震を経験してきた。1995年に発生した阪神淡路大震災や、2011年の東日本大震災、近年では2024年元日に発生した能登半島地震が記憶に新しく、それ以外にも毎年のように人的・物的被害をもたらす地震が発生している。このような状況に対して、わが国では1966年に創設された家計を対象とした“地震保険制度”がセーフティーネットとして機能している。この制度はノーロス・ノープロフィットの原則の下設計されており、「地震保険の普及を図り、もつて地震等による被災者の生活の安定に寄与すること」を目的に運営されている。

しかし、現状の加入率は約35%程度にとどまり、制度の公平性や低ローディングに照らし合わせても需要の立ち上がりは十分とはいえない。こうした現状を踏まえ、本研究では、現行制度が都道府県単位で料率設定を行っている点に着目する。これは、同一都道府県内であっても沿岸部か山間部といった地理的特徴の差異により、地震リスクが公平に料率設定に反映されず、保険料が公平でないと考えられるからである。その結果、高リスク地域の住民ほど割安で保険に加入でき、一方で低リスク住民ほど割高となる内部補助が発生し得る。

そこで本研究では、まず、詳細な地域ごとの地震リスクに関するハザード情報と、地域ごとの地震保険の付帯率データを組み合わせることで、わが国の地震保険制度に内部補助が実際に発生しているかを検証する。次に、その内部補助の影響が、家計の地震保険への加入行動に与える影響を検証する。最後に、地域間の所得水準との相互作用に着目し、内部補助と富の配分との関係について検証する。

2. 検証方法

本研究では、2016年から2023年にかけて市区単位で観測された各種データに基づき、実証分析を行う。とりわけ、割安・割高の相対性を把握する主要指標として、国立研究開発法人防災科学技術研究所（防災科研；NIED）が提供する詳細な地震ハザード情報を用い、各市区の地震リスクを行政境界に整合させて集計する。さらに、同一都道府県の平均リスクとの差を乖離

度として算出し、これを *Risk diff* (Risk difference) と定義する。

Risk diff が正であれば、料率設定の基準である都道府県平均より当該市区の地震リスクが高いことを示し、現行の都道府県一律料率のもとでは相対的に割安な価格付けが生じていることを含意する。負であれば、その逆で相対的に割高となる。とりわけ、この *Risk diff* を使用することにより、保険料率が高いか低いかという比較を越えて、従来の検証では十分に捉えられてこなかった、実リスクに対して料率が公平か否かを評価することが出来る。実証分析では、この *Risk diff* を主要説明変数として用い、一般社団法人日本損害保険料率算出機構 (GIROJ) より取得した市区単位の地震保険付帯率を被説明変数として多変量分析を行う。

3. 検証結果

本研究は、わが国の地震保険制度に内部補助が与える影響について検証した。主要な検証結果は以下三点である。第一に、現行制度による都道府県単位の料率設定では、地域の地震リスクと整合しておらず、内部補助が発生している。第二に、この内部補助は加入行動を歪め、とりわけ割高地域における需要の下方硬直性（割高でも加入が維持される現象）が観察される。第三に、この内部補助は地域の所得格差と相互作用し、低所得地域から高所得地域への逆進的な富の移転を生んでいる。

以上より、政策的には、富の逆移転が生じている以上、内部補助の是正は不可欠だが、一挙の完全リスク料率化は、現行で割安だった地域の急激な保険料上昇を通じて離脱を招き、リスクプールの縮小や制度の持続可能性の低下につながり得る。ゆえに、段階的な移行設計と行動的慣性を踏まえた緩衝策の併用が望ましい可能性がある。また、保険料が割高な地域において、需要の下方硬直性が観察されたことから、今後は、行動経済学的知見の蓄積と検証を通じて、公平性と参加率を同時に高める制度設計を検討することが重要である。

保険会社の多国籍化に関する考察

九州産業大学

根本 篤司

1. はじめに

企業の海外直接投資（FDI）は、自社の生産技術を国際的に活用し、また生産・販売に係る垂直統合の利益を実現するための投資である。2010 年代の世界の海外直接投資の動向を見ると covid-19 の影響で一時的な落ち込みが見られるが、長期的には増加が続いている。日本企業の海外直接投資についても今後、円安の進展とともに北米、欧州、ASEAN 地域・インドでの増加が期待される。

企業は子会社を海外に設立し、自国からの駐在従業員を派遣することなどでビジネス拠点を構築する必要があり、これらの（固定）費用を賄うために資金を調達することになる。ただ、進出先の国・地域には商習慣、規制などで国内と相違している。それゆえ日本企業は現地の金融機関からの融資よりも国内から進出した金融機関からの資金調達を選択することになる。同様に、海外事業をめぐる日本企業のリスク管理—たとえばカンントリー・リスクの対応や駐在従業員の経済的保障など—について、企業は現地の保険会社よりも国内から進出した保険会社から保険商品の購入を図ると考えられる。こうして国内保険会社は、日本企業の海外事業を支援する目的で海外保険事業を展開するのである。本報告では、国・地域特有のリスクの特性や規制に対応するコストなどを勘案し、海外保険事業を営む保険会社の行動決定の要因、すなわち保険会社の多国籍化について考察する。

2. 保険会社の海外進出

損害保険協会の統計資料によれば、2024 年度の国内損害保険会社（損害保険協会会員会社）の海外進出状況は、海外保険事業を行っている国内損害保険会社数は 5 社、海外の国・地域数は 42、保険事業を行っている海外の営業拠点数は 203 である。海外保険事業の形態は本社の支店・代理店、駐在員事務所、現地法人の子会社（グループ会社）などがある。また 2010 年代以降は M&A による現地保険会社の子会社化が目立ち、海外進出の日本企業に追随する目的から親会社・グループ会社の収益拡大に貢献する現地保険市場の参入が見られる。

3. 保険会社と多国籍化の理論

Outreville, (2008)は、Dunning がまとめた多国籍企業の古典的な理論、OLI パラダイム（折衷理論）を用いて保険会社の海外保険事業を分析した。

OLI パラダイムは、企業がもつ経営資源に着目する所有優位性（O）、地理的・文化的な要因を

進出先の経営環境を重視する立地優位性 (L)、グローバルな企業活動の参加に必要な資源に関連する市場内部化の優位性 (I) を企業の多国籍化をめぐる議論の主題とするものであり、これらの説明力をめぐって検証が重ねられている。本節では、OLI パラダイムの立地優位性の観点から国内保険会社の海外保険事業の決定要因について考察することになる。

4. 検証と考察

本節は、前節の考察をもとに実際の事例を踏まえた具体的な検証を行い、結果をもとに考察を述べる。

参考文献

Dunning, J. H., & Lundan, S. M. (2008). *Multinational enterprises and the global economy*. Edward Elgar Publishing.

Outreville, J. F. (2008). Foreign affiliates of the largest insurance groups: location - specific advantages. *Journal of Risk and Insurance*, 75(2), 463-491.

JETRO 『ジェトロ世界貿易投資報告 2025 年版』 (URL: <https://www.jetro.go.jp/world/gtir/2025.html>)。

日本損害保険協会『ファクトブック 日本の損害保険』各号。

保険訴訟における専門的知見の取扱い—医療診断に焦点を当てて—

帝京大学
長島 光一

1. はじめに

（１）民事訴訟における専門的知見の取扱い

民事訴訟では、医療をはじめ専門的知見を伴うトラブルが生じた場合に、それに対応するための手続が規定されている。とくに、証拠調べ手続のなかで、裁判官が持ちえない専門的知見につき、専門家の意見を参考にしつつ、判断するしくみがとられている。中立性の問題は残るものの、専門家はその道のプロであり、一般に学界や業界のスタンダードを示すことから、裁判において、その専門家の意見をどこまで尊重するのかという課題がある。

とくに、医療の分野では、医学的な知見を持たないとされる裁判官に医学的な事項も含む判断が可能かという問題提起が従来よりなされていた。民事訴訟法では、この問題に対応するために、専門委員制度や鑑定などの証拠収集手続の充実をはかりつつ、東大ルンバール事件判決（最判昭和50年10月24日民集29巻9号1417頁）で、通常人を基準に高度の蓋然性の証明があればよいとする考え方を維持している。

（２）保険訴訟における専門的知見

保険訴訟においても、医師の診断書に基づき、保険金請求がなされることから、こうした医師の診断の可否が争われることも散見される。そうすると、保険訴訟もこうした専門的知見の判断をどのように扱うのか問題になるように思われるが、こうした観点からの議論は多いとは言えないように思われる。

保険訴訟の場合においても、医師の判断は専門的判断として重視すべきものである一方、診断があるとしても詐病の可能性が否めないケースもある（典型例は、医師の診断に基づく入院の決定があるも、保険会社が保険金給付を認めないケース）。

こうした中で、保険訴訟は種類も事案も豊富であることから、保険金の請求にあたって医師の診断がどのように扱われているのかに焦点を当てて、裁判例とともに整理し、民事訴訟法および医事法の視点から検討を加える。

2. 保険訴訟において医療診断に関わる場面とそこでの問題

（１）医学的判断と法律判断の違い

問題が起こる背景には、診断書の位置づけが、医療と保険とで異なるためと考えられる。医療においては、医師患者関係（信頼関係）に基づく治療を目的とした医学的判断である一方、保険においては、モラルリスクを防止するための防止を目的として、医学的判断に拘束されること

のない法律的判断と位置付けられよう。

（２）事件の種類

保険をめぐるトラブルで、診断が問題になるケースを類型化すると、診断場面での対応の問題（告知義務違反型）、診断がない場合の取り扱いの問題（自殺免責型）、診断そのものに争いがある場合（共通型）に分けられる。

告知義務違反型の典型例は、診査医の過失により告知事項を告知しなかった場合である。本人は問題ないと思っていたとしても、危険選択のための資料として重要な事実を告知をすることから、診査医に告知しなければ、告知義務違反の問題が生じるが、当事者を前に診断をしている診査医の過失の問題にもなる。

自殺免責型の典型例は、当事者が死亡（自殺）し、その理由が精神障害中の動作による場合、医師の診断がないことも多く、事後的に状況証拠から該当性を認定する必要がある、それをめぐって意見が対立し問題になる。

共通型の典型例は、診断に基づき保険給付を求めたが、それが認められない場合であり、先に述べた、医師の入院の判断に対し、保険金給付が認められないことで問題になる。

（３）事件に対する裁判所の対応と手続的な疑問

各類型の裁判例を概観すると、裁判所は、医師の診断をそのまま採用するのではなく、前提や文脈などを検証し、当事者の合理的な行動を推測した上で、諸般の事情を含めた検討を行い結論を出していると考えられる。民事訴訟は、弁論主義の下で、口頭弁論や提出された証拠から、自由心証主義に基づく判断がされるため、当然の結論といえる。しかし、先に述べた、医療と保険における診断の位置づけの相違があるといえども、診断という医師の判断を裁判所が検討するに当たり、それを医療分野でみられるような専門的知見として扱っているのか、疑問が残る場面もみられる。

３．診断の専門的知見としての扱いと専門家の関与

医療訴訟では、専門家の知見に基づく詳細な検討がみられる。保険訴訟において、通常の手続で専門家の関与がないまま間接事実などをふまえた推認といった手法がみられるが、それを維持すべきか、保険訴訟における専門家の関与の在り方を示す必要がある。

そこで、民事訴訟法における専門的知見の取扱いの規律を保険訴訟にも取り入れるべきかを検討する必要がある。もちろん、実際のところ、専門家を呼んで議論をするとすると、高額な費用がかかることも予想され、実務上の制約があることも事実である。報告者は、医師の専門性と独立性という医療倫理的なアプローチ、診断の検討方法の確立という手続的なアプローチから、この問題を考えるべきであると考えている。

＜参考文献＞拙稿「生命保険訴訟における医療診断とその評価についての一考察：保険法と民事法の交錯としての医療診断の扱い」生命保険論集 221 号（2022 年）191 頁

サイバー保険におけるセキュリティの予防義務に関する理論的検討
ーヨーロッパ保険契約法原則第4:101条を中心に

大東文化大学
王 学士

1. はじめに

被保険者の不正行為やその他の出来事が保険者の提供するサービス（保険給付）に対する保険料の妥当性に支障をきたす状況を回避するため、EU 諸国では、被保険者に法律上または契約上の予防義務・責務（legal or contractual precautionary obligations）が課せられている。これは、被保険者に発生する可能性のある損害を軽減・回避するために、特定の行為を行うか、または行わないことを求めているのである。

本報告では、サイバーセキュリティ・インシデントに対する補償に特化したサイバー保険を導入する際に、契約によって要求される損害や損失の発生の「予防措置」や「予防準則」というような義務のあり方を分析する。

2. 予防義務の意義

これまで（2009 年）、欧州の各国国内法および国内実務においては、予防義務はすでに広く認められていた。保険法に関する規定は、欧州横断的な保険契約法の検討を行ってきた学者グループのヨーロッパ保険契約法リステイトメントグループによって起草されており、同グループは2009 年にいわゆる「ヨーロッパ保険契約法原則」（PEICL）を公表した。

この被保険者の予防義務は契約の法的性質を持っている。法定の予防義務として認められるのは、ドイツ・オーストリアの二国だけである。さらに、ここでは、被保険者は契約締結後に被保険危険を増加させないことも法的に義務付けられている。この2つの例外を除けば、ほとんどのヨーロッパの法制度では、そのような義務の創出は当事者間の契約に委ねられている。

PEICL 第 4:101 条（予防措置：意義）は「予防措置とは、保険契約の条項であって、保険者の責任の前提条件とされているか否かを問わず、保険契約者又は被保険者に対して、保険事故の発生以前に何らかの行為を行うこと又は行わないことを義務づけるものをいう」と定義する。ほとんどの国の保険契約法は、PEICL 第 4:101 条のような法律上の定義規定を置いており、予防措置に関する特定の専門用語を設けている。注目されるのは、一般的に、保険者は予防義務として被保険者にあらゆる義務を課すことができるとされている点である。また、この予防措置条項は、

「給付・反対給付均等の原則」のもとに契約上の均衡を維持し、保険事故の発生を回避・防止するように設計されているため、実際には、ほとんどすべての予防義務が被保険危険にとって何らかの意味を持つ。

3. 予防義務履行の際の判断枠組み

第1に、公正性 (fairness) の評価を通じた判断枠組みについて。契約に定められる予防義務は、EC 指令 3 条 (不公正な条項 [unfair terms]) に基づく公正性の評価の対象となるかどうか、またその範囲が必ずしも定かになっていない。一般的に言えば、EC 指令に基づくすべての国内法は、同指令 4 条 2 項に準拠するものとする。

第2に、ハンドの定式を通じたサイバーセキュリティ予防義務履行の判断枠組みについて。米国においては、過失の有無を判断するための基準として、Hand 裁判官が 1947 年の連邦控訴裁判所の判決 (United States v. Carroll Towing Co) において提唱した、比例原則的衡量 (比較衡量) の一種である「ハンドの定式」(Hand Formula) が広く受けられている。日本でも、このハンドの定式を柔軟に受け入れる姿勢が見られている。このハンドの定式は、サイバー保険における被保険者のセキュリティ予防義務が十分に履行されているかどうかを判断する際の視点としてその有用性が高いと考えられる。

重大事由解除の諸問題に関する考察
——包括条項の適用基準、不実申告条項との関係、訴訟外における重
大事由解除権行使の状況等の検討を中心に——

弁護士 山田 拓広

1 はじめに

本報告は、保険法施行（2010年4月1日）から15年が経過したことを踏まえ、重大事由による解除の包括条項（以下「包括条項」という）について保険法施行後から現在までの、裁判例の状況や実務上の運用状況等を念頭に置きながら、包括条項の適用基準、不実申告条項との関係、訴訟外における重大事由解除権行使の状況等についての検討結果である。

2 立法時の想定

立案担当者の解説では、1号解除（故意の損害招致）および2号解除（詐欺）は、保険金殺人や保険金詐欺といった信頼関係破壊行為の典型例として規定されているとしつつ、これら以外にも、これらに準じるような、保険者の信頼を損なう行為はあり得るところであり、そうした行為の結果として保険契約の存続が困難となる場合には、こうした不適切利用事案に適切に対処するために、保険者による解除を認める必要があるとする⁸。具体例として、保険契約者がごく短期間の間に著しく重複した保険契約に加入し、結果として毎月の保険料の支払額が自己の月収を超えるような状況となり、かつ、保険者にそれを秘匿していたという場合を保険契約者による信頼関係破壊行為とし、保険契約関係として極めて不自然な状態に陥っていると指摘している⁹。このように立法段階では包括条項の適用場面として著しい重複の不告知を重大事由として捉えることが想定されていた。本報告では、このような立法時の想定を念頭に置きながら保険法施行後に包括条項の適用が争われた裁判例を概観する。

3 保険金請求歴の多さなど理由に包括条項に基づき重大事由解除を認めた事例

横浜地判横須賀支令和3年4月16日自保ジャーナル2096号132頁は、傷害保険の請求歴の多さなどを理由に包括条項に基づく重大事由解除を認めた裁判例であるが、その判断枠組みとして、保険契約者の不自然な行為のほか、行為以外の事実、例えば従前の保険金等の受給歴、過去の保険事故や直近の保険金請求に係る保険事故等をめぐる不自然な事情、モラルリスク懸念の高い個人又は団体との密接な関係といった事情が包括条項の評価根拠事実になり得るとする。このような考え方は立法時には想定されていなかったものと思われるが、本報告ではこのような裁判例の

⁸ 萩本修編著『一問一答 保険法』（商事法務、2009年）97～98頁。

⁹ 萩本・前掲注1）100頁。

妥当性について検討する。報告者は上記裁判例の結論は支持するが理由付けについては検討を要するものとする。

4 不実免責条項と重大事由解除の関係

保険法施行前においては、損害の不実申告が行われた場合の約款上の免責条項（以下「不実申告免責条項」という）が存在していたが、保険法下における約款では、不実申告の効果は保険者の全部免責ではなく、保険者に生じた損害の控除にとどめられており、文言上は給付免責を認める可能性は封じられているとされる¹⁰。

ところで、東京地判令和5年1月24日2023WLJPCA01248010は、建物の損害について過大な請求を繰り返したことが信義則に反するとして保険者の免責を認めた。同裁判例は保険法施行後の約款（損害の不実申告免責規定が存在しない）において、損害の不実申告が信義則に反するとして保険者の全部免責を認めた初判断と考えられるが、約款上は不実申告の効果は保険者に生じた損害の控除にとどめられていることとの関係が問題となる。

それだけでなく、重大事由による解除の保険者免責の効果は、重大事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した保険事故による損害が対象となるため、保険事故発生後の損害の不実申告を理由とする全部免責の効果は重大事由解除の片面的強行規定の趣旨に反して認められないのではないかが問題となる。同裁判例は片面的強行規定に反しないとの立場を取ったものと解される。報告者は同裁判例の結論は支持するが、どのような場合に信義則を根拠に全部免責の効果を認めるべきかは慎重な検討を要するものとする。

5 重大事由解除権行使の状況等

報告者は保険者の代理人として重大事由解除に関わるだけであるから、訴訟外における実際の解除の件数等は承知していないが、解除権行使の件数は少ないものと思われる。そのような状況下における保険者内部での重大事由解除権行使の手續や認識（解除の効果や免責の及ぶ範囲、保険料の取り扱いに関する認識）、故意の損害招致免責を主張する場合の選択的主張としての重大事由解除の位置付けなどに関する問題意識について報告する。

¹⁰ 山下友信「保険金請求詐欺の法的効果」岩原紳作＝山下友信＝神田秀樹編著『会社・金融・法〔下巻〕』（商事法務、2013年）748頁。

【共通論題：新たなソルベンシー規制への期待と今後の展望】はじめに

はじめに

福岡大学
植村 信保

1. 新たなソルベンシー規制の導入

金融庁は約 20 年の検討期間を経て、2025 年度末から新たなソルベンシー規制を導入する。この規制は「経済価値ベースのソルベンシー規制」と呼ばれることが多く、保険負債を従来の取得原価ではなく経済価値で評価することやリスク計測手法のあり方など、技術的な側面に注目が集まりがちである。しかし、「なぜ新たなソルベンシー規制の導入が必要なのか」「なぜ経済価値ベースの評価なのか」といった本質的なところが社会に理解されなければ、多大なコストをかけて規制を導入しても、その効果が半減してしまう。

そこで、規制導入を目前にした令和 7 年度大会の共通論題として「新たなソルベンシー規制への期待と今後の展望」を企画し、学界および行政とのやり取りを通じ、改めて規制の本質を確認したい。

2. 本共通論題の構成

前半の登壇者による報告（各 20 分）と、後半のパネルディスカッション（40 分）およびフロアとの質疑応答（30 分）という構成である。登壇者はいずれも金融・保険規制に通じたメンバー（および規制当局）であり、報告タイトルのように、それぞれの専門領域からの報告をお願いしている。さらに、新たなソルベンシー規制の本質を探るため、ディスカッションにも多くの時間を割き、深度ある議論を行う。

新たなソルベンシー規制導入のねらい

金融庁保険モニタリング室

伊藤 仁美¹¹

1. 金融行政の基本的な考え方

平成30年に公表された「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」では、金融行政の目標を明確化するとともに、金融行政の視野を「形式・過去・部分」から「実質・未来・全体」に広げ、より実効性の高い検査・監督を実現していくとされた。この方針の下、健全性政策においては、個別金融機関の状況にとどまらず、金融システム全体の脆弱性を事前に把握し、将来を見据えた対応を講じることに重点を置かれている。保険業における健全性政策も例外ではなく、金利変動や自然災害など、マクロな環境の変化を踏まえた上で、よりフォワードルッキングな視点から脆弱性を分析することが求められている。

2. 新たなソルベンシー規制の概要と目的

令和8年3月期から「経済価値ベースのソルベンシー比率(ESR)規制」が導入される。ESRは、現行のソルベンシー規制に内在する契約者保護、リスク管理、情報開示に係る課題に対して経済価値の観点からアプローチするものであり、よりフォワードルッキングかつ中長期的に健全性の把握を可能にする点において、重要な意義を有する。本制度は、金融行政が掲げる「実質・未来・全体」の検査・監督の具現化に資するものであり、予防的なリスク把握を通じて、我が国金融システムの持続的な安定に寄与すると期待される。

本発表では、ESRの概要、導入に至るまでの経緯、国際的な議論の動向、現行ソルベンシー規制の課題を踏まえたESR導入の意義等に触れ、ESR導入後の金融行政におけるモニタリングを展望する。

¹¹ 本発表における意見は発表者個人のものであり、所属組織の見解を示すものではない。

ESR 規制とディスクロージャー：保険規制と企業会計の整合性

静岡県立大学

上野 雄史

本報告は、ESR 規制が企業会計の整合性の観点から与える影響を整理し、今後の課題と展望を検討するものである。

2026 年 3 月より我が国で導入が予定されている Economic Solvency Ratio (ESR) 規制は、保険会社の健全性を経済価値ベースで評価する新たな枠組みであり、その考え方は国際財務報告基準 (IFRS) 9 および 17 と整合的である。この導入により、経済価値ベースの純資産と企業会計上の純資産 (日本基準) との間には大きな乖離が生じる。従来のソルベンシー・マージン比率 (SMR) 規制は、分子部分のソルベンシー (支払余力) を企業会計上の財務数値に修正を加える形で算定していたため、企業会計と監督会計の間に一定の接続性が保たれていた。換言すれば、監査済みの会計数値が暗黙のうちに監督規制を支えていた。しかし、ESR の下ではそうした接続性は失われ、企業会計の数値が規制監督の観点から持つ意義は著しく低下する。

とりわけ負債評価の面で乖離は顕著である。日本基準では、責任準備金は保険業法に基づきロックイン方式で算定され、測定時の前提条件を変更せず、保守的な数値を形成してきた。企業会計と ESR の差異は制度的に不可避となる。ESR 規制では企業会計上の数値との調整表が開示されるものの、現在、多くの保険会社の IR で強調されているのは、会計上の利益や純資産ではなく、EV や ESR、あるいは経済価値ベースの修正利益である。

こうした状況は、既存の制度的問題を一層鮮明にしている。ESR 規制の導入は日本基準をベースとした保険会社の財務数値の意義を問い直す契機となる。本報告では、この構造的変化を国際的潮流との比較に位置づけつつ、会計と規制の役割分担の再定義という観点から、日本の保険会計が直面する課題と展望を検討する。

(参考文献)

古瀬政敏 (2000) 「生命保険会社の財務状態と経営成績の開示--いわゆる SAP と GAAP のあり方を考察するための基礎作業」『文研論集』 (131), 1-47.

上野雄史 (2013) 「生命保険業における規制監督と企業会計の国際的な調和化」『生命保険論集』 (182), 87-122.

生命保険セクターとプロシクリカリティ

専修大学
湯山 智教

本報告は、2026 年 3 月期から導入される日本の生命保険会社向け経済価値ベースのソルベンシー規制（ESR）と、それがもたらすプロシクリカリティ（景気循環促進効果）について検討する。

新 ESR では資産・負債を時価評価し、金利変動リスクを含めた財務状況を把握することが可能となり透明性が向上する一方、自己資本のボラティリティ増大により、保険会社の投資行動が景気循環を増幅するという安定性に対する懸念も考えられる。

銀行セクターではバーゼル III によりカウンターシクリカル・バッファ等が導入されたが、保険セクターは貸出よりも市場リスクが中心であることから、UFR（終局金利）やボラティリティ調整など独自の緩和策が採用されている。

新 ESR は透明性を高める効果があるものの、プロシクリカリティが高まるリスクを抑制するための措置が、かえって透明性を弱める方向に働くというトレードオフの関係が考えられ、この適切なバランスを保つことが重要と思われる。

また、既存研究をみると、保険会社は平時にはカウンターシクリカルな投資行動を示す傾向にあるが、危機時にはプロシクリカルに転じる可能性も指摘されている。

2012～2023 年度の我が国の生命保険会社データを用い、内生性を考慮したシステム GMM で国債投資行動を分析したところ、全期間では金利上昇時に国債残高を増やすプロシクリカルな傾向が示唆されたが、2019 年度以降は有意性が消失しており、ESR 導入を意識したこと等により、投資行動が変化した可能性も示唆される。

ESR は透明性を高める一方、投資行動が保険負債の影響をより強く受け、カウンターシクリカルな投資行動を弱める可能性もあり、ESR の本格導入を控え、マクロプルーデンスの観点からの、超長期負債リスクへの政策的対応や市場安定化策の検討も考慮に値するだろう。

※本報告のフルペーパー（未定稿）は下記よりダウンロード可能



新規制は保険会社の経営危機を回避できるのか

福岡大学
植村 信保

1. 中堅生保の経営破綻と健全性規制

バブル経済崩壊後の厳しい経営環境のなかで、2000 年前後に中堅規模の生命保険会社の経営が相次いで破綻し、保険契約者が多大な不利益を被るという事態が発生した。

1995 年の保険業法の全面改正では健全性規制の再構築を行い、通常の予測を超えるリスクへの備えとしてソルベンシー・マージンを確保することになった。しかし、この枠組みはうまく機能せず、ソルベンシー・マージン比率（SMR）が早期是正措置の発動基準である 200% を直近時点まで上回っていたにもかかわらず、破綻が相次いでしまった。

植村 [2024] は SMR が機能しなかった理由として、①旧大蔵省が緩やかな基準の SMR を採用したこと、②SMR を現行の保険会計に基づいて算出しているため、生命保険会社の経営実態を十分に反映しておらず、とりわけ金利水準の変動をうまく反映できていないことの 2 つを挙げている。¹²

2. 新規制は保険会社の経営危機を回避できるのか

約 20 年間にわたる検討期間を経て、2025 年度末に新たな「経済価値ベースのソルベンシー規制」が実現する。本報告では、「1990 年代に経済価値ベースのソルベンシー規制が存在していたら、中堅生保の相次ぐ経営破綻は避けられたのか」を検討することで、新たな規制の特徴とその限界、改善すべき課題を探る。

新たな規制では、SMR の所要資本（リスク量）が 20 年に 1 度の水準から 200 年に 1 度の水準へと厳しくなるだけでなく、SMR に経済価値ベースの評価を採用することで、保険会社や監督当局が、現行会計ではとらえることの難しい保険負債の金利リスクをより適切に認識できるようになる。ALM によって金利リスクをコントロールし、会社価値の維持・拡大を志向してきた保険会社には本来、追い風となるものである。

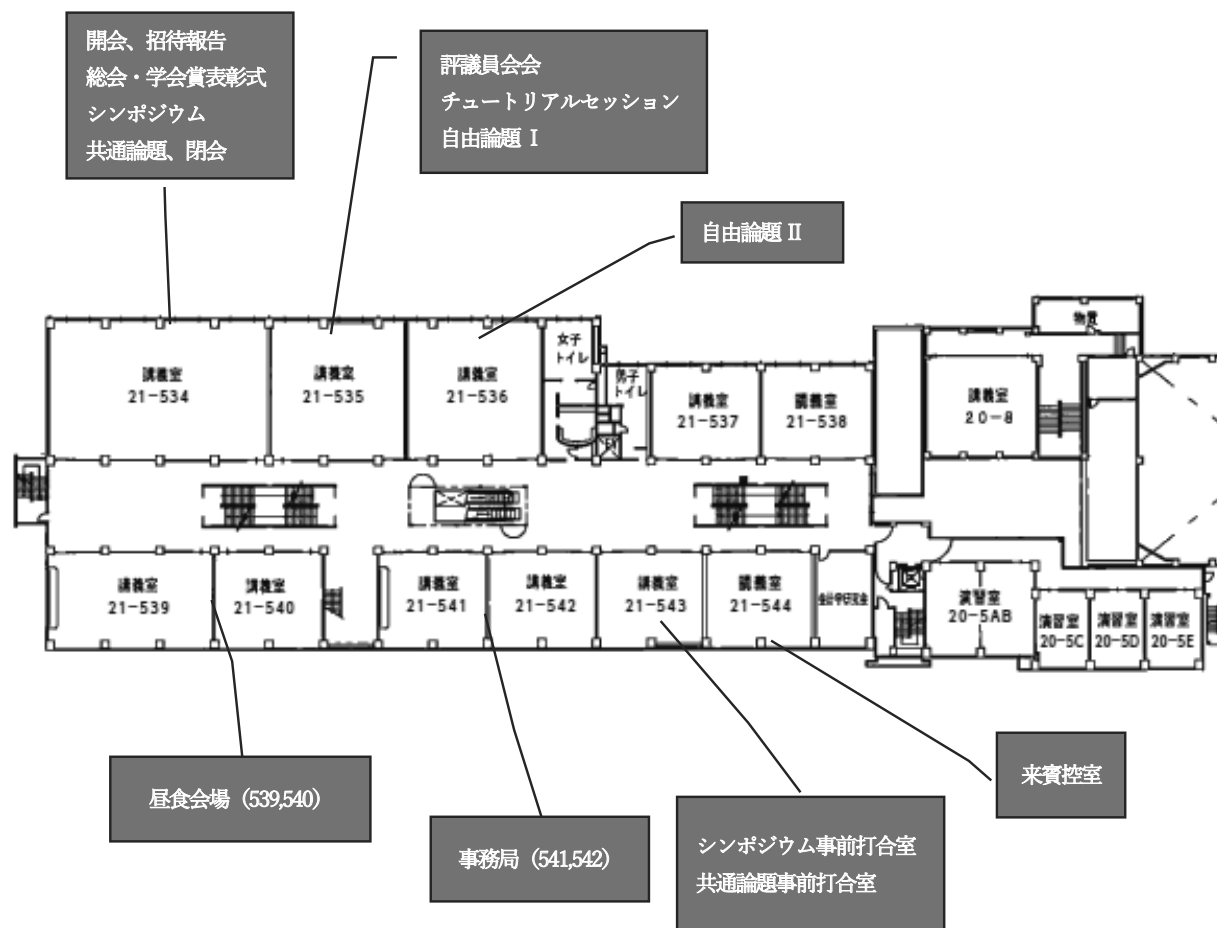
ただし、保険会社の経営危機は外的要因だけで生じるものではないし、SMR にも限界はある。本報告では「経済価値ベース」という点だけではなく、新たな規制の全体像を踏まえたうえで、規制を十分機能させるための材料を提供したい。

¹² 植村信保『経済価値ベースのソルベンシー規制』（日本経済新聞出版、2024 年）35 ページを参照

《キャンパスマップ》



《教室配置図》



日本保険学会 令和 7（2025）年度全国大会・総会日程

開催方法：対面のみ

会 場：近畿大学（東大阪キャンパス）21 号館（経営学部）5 階

〒577-8502 大阪府東大阪市小若江 3-4-1

日 程：2025 年 10 月 25 日（土）・26 日（日）

第 1 日 10 月 25 日（土）

開始	終了	
09：30	10：00	評議員会 （理事・監事・評議員のみ）（21-535 教室）
10：10	10：15	開会（21-534 教室）
10：15	11：05	招待報告：韓国保険学会 （21-534 教室） 「Life Insurance, Bequest and Social Security in OLG economy」 （「重複世代経済における生命保険、遺産、および社会保障」） 司会：大倉 真人（同志社女子大学） 報告：河 弘竣（高麗大学 統計学科） Hongjun Ha（Department of Statistics, Korea University）
11：05	11：15	休憩
11：15	12：00	総会・学会賞授与式 （21-534 教室） 第 1 号議案：名誉会員の推挙 第 2 号議案：2024 事業報告 & 決算 第 3 号議案：2025 事業計画 & 予算 第 4 号議案：理事・監事の選任 第 5 号議案：役員・評議員候補者選考委員の選任 第 6 号議案：第 15 回日本保険学会賞発表 ～学会賞表彰式
12：00	13：15	昼食（21-539 教室、21-540 教室）
12：10	12：50	チュートリアルセッション：査読付国際ジャーナルへの論文掲載を目指してーその重要性および要点の観点からー （21-535 教室） 司会：石田 成則（東京経済大学） 報告：大倉 真人（同志社女子大学）
13：30	16：45	シンポジウム：D&O 保険の現状・課題・展望 （21-534 教室） 座長・司会：大倉 真人（同志社女子大学）
13:30	13:35	はじめに
13:35	14:05	報告 ①「グローバル D&O 保険のガバナンス上の意義とその課題」

14:05	14:35	報告者：木村 健登（中央学院大学） 報告 ②「D&O 保険とコーポレートガバナンス」
14:35	15:05	報告者：松尾 美沙（神戸大学大学院） 報告 ③「ESG リスクと D&O 保険」
15:05	15:25	報告者：内藤 和美（慶應義塾大学） ～休憩（20 分）～
15:25	15:55	パネルディスカッション（30 分）
15:55	16:40	フロア（参加者）との質疑応答（45 分）
16:40	16:45	まとめ
17：15	18：45	懇親会（7 号館 PIT&DINER）

第 2 日 10 月 26 日（日）

開始	終了	
09：30	12：10	自由論題 第Ⅰセッション（経済・経営・商学系） （21-535 教室） 座長：諏澤 吉彦（京都産業大学）
9:30	10:20	報告 ① 「不完備情報下の複数ペリルにおける最適補償設計」 報告者：植木 祐太（慶應義塾大学大学院）
10:25	11:15	報告 ② 「内部補助が地震保険の加入に与える影響」 報告者：新井 誉陸（神戸大学大学院）
11:20	12:10	報告 ③ 「保険会社の多国籍化に関する考察」 報告者：根本 篤司（九州産業大学）
09：30	12：10	自由論題 第Ⅱセッション（法学系） （21-536 教室） 座長：土岐 孝宏（中京大学）
9:30	10:20	報告 ① 「保険訴訟における専門的知見の取扱い—医療診断に焦点を当てて—」 報告者：長島 光一（帝京大学）
10:25	11:15	報告 ② 「サイバー保険におけるセキュリティの予防義務に関する理論的検討—ヨーロッパ保険契約法原則第 4：101 条を中心に—」 報告者：王 学士（大東文化大学）
11:20	12:10	報告 ③ 「重大事由解除の諸問題に関する考察 — 包括条項の適用基準、不実申告免責条項との関係、訴訟外における重大事由解除権行使の状況等の検討を中心に —」 報告者：山田 拓広（弁護士）
12：10	13：15	昼食（21-539 教室、21-540 教室）
13：30	16：30	共通論題：新たなソルベンシー規制への期待と今後の展望 （21-534 教室）

13:30	13:35	座長・司会：植村 信保（福岡大学）
13:35	13:55	趣旨説明・パネリスト紹介
13:55	14:15	報告 ①「新たなソルベンシー規制導入のねらい」 報告者：伊藤 仁美（金融庁）
14:15	14:35	報告 ②「ESR 規制とディスクロージャー：保険規制と企業会計の整合性」 報告者：上野 雄史（静岡県立大学）
14:35	14:55	報告 ③「保険セクターとプロシクリカリティ」 報告者：湯山 智教（専修大学）
14:55	15:15	報告 ④「新規制は保険会社の経営危機を回避できるのか」 報告者：植村 信保（福岡大学）
15:15	15:55	～休憩（20 分）～
15:55	16:25	パネルディスカッション（40 分）
16:25	16:30	フロア（参加者）との質疑応答（30 分）
16:30	16:40	まとめ
16:30	16:40	閉会 (21-534 教室)

大会企画委員会

委員長 稲葉 浩幸（近畿大学）／令和7年度大会実行委員長
副委員長 土岐 孝宏（中京大学）／令和8年度大会実行委員長
北村 聡子（弁護士）
西羽 真（株式会社F P C）
潘 阿憲（法政大学）
平澤 敦（中央大学）／令和6年度大会実行委員長
松澤 登（ニッセイ基礎研究所）
前田 祐治（関西学院大学）

令和7年度大会実行委員会

委員長 稲葉 浩幸（近畿大学）
副委員長 野口 夕子（近畿大学）
委員 大倉 真人（同志社女子大学）
委員 徳常 泰之（関西大学）
委員 石上 敬子（近畿大学）
委員 千手 崇史（近畿大学）
委員 松田 真治（関西学院大学）

令和7（2025）年度 日本保険学会大会 報告要旨

日本保険学会

The Japanese Society of Insurance Science

〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2-9（損保会館）

公益財団法人 損害保険事業総合研究所 内

電話：03-3255-5511 FAX：03-3255-1449

Email：gakkai@jsis365.onmicrosoft.com

「報告要旨」の著作権は日本保険学会に帰属します。